

生産性向上を図る機器・環境改善機器などの新技術や新製品の

試作品の事業化費用を助成

助成額 **300** 万円以内

助成率 **2分の1** 以内

事前確認期間

3月16日(月) - **4月24**日(金)

申請期間

4月1日(水) - **4月30**日(木)

新技術・新製品の開発・事業化に関して公益財団法人広島市産業振興センターや国、地方公共団体の支援を受け、試作の段階に達している案件について、事業化に必要な資金の助成や事業化促進のための専門家派遣、当財団コーディネータによる伴走支援を行います。

詳しい案内は
こちらから▶



<支援対象>

- 事業化を目指す新技術・新製品について令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に、次のいずれかの事業を活用して試作品の開発や商品化に関する支援を受けていること
 - ・公益財団法人広島市産業振興センターの事業
 - ・国や地方公共団体の補助事業等
 - ・国や地方公共団体の補助金等を財源とした補助事業等
- 事業化を目指す新技術・新製品は、申請日において試作品の開発が完了し、今後、試作品の機能や性能、品質に関する実証・評価、改良及び販路開拓を計画していること
- 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は当該中小企業者が構成員である組合・新製品開発グループ（構成員の3分の2以上が広島広域都市圏内の市町に主たる事業所を有し、かつ1者以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者）であること
- 助成対象事業の内容に関して、他の補助金、助成金の交付及びこれらに類する支援を受けていないこと

※ 申請には、事前確認期間中に試作品等の確認（ヒアリングを含む）が必須となります。予約の上、試作品等をご持参ください。

※ 本事業は令和8年度予算の成立が前提となりますので、事業内容や実施時期等に変更が生じることがあります。

お問い合わせ  assist@ipc.city.hiroshima.jp